

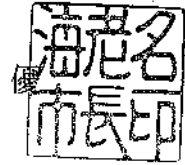


海老名市告示第 136 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定等及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則（以下規則）第 3 条に基づき、指定障害児相談支援事業者を下記のとおり指定したので、規則第 6 条に基づき告示する。

令和 8 年 6 月 2 日

海老名市長 内 野



記

指定支援事業者の名称及び主たる事業所の所在地

東京都豊島区東池袋 1-44-3 ISP タマビル  
労働者協同組合労協センター事業団

指定をした事業所の名称及び所在地

海老名市柏ヶ谷 4-5-19-2  
相談支援事業所ほっとステーションかがやき

指定の年月日

令和 8 年 6 月 1 日

指定特定相談支援又は指定障害児相談支援の種類

指定特定相談支援、指定障害児相談支援

事業の主たる対象者

身体障がい者・知的障がい者・障がい児・精神障害者

事業所番号

1434201107・1474200456

指定期間

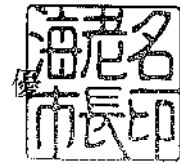
令和 8 年 6 月 1 日から令和 14 年 5 月 31 日まで

海老名市告示第 137 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定等及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則（以下規則）第 3 条に基づき、指定障害児相談支援事業者を下記のとおり指定したので、規則第 6 条に基づき告示する。

令和 8 年 6 月 2 日

海老名市長 内 野



記

**指定支援事業者の名称及び主たる事業所の所在地**

海老名市門沢橋四丁目 18 番 11 号 3 号棟  
合同会社 福福商店

**指定をした事業所の名称及び所在地**

海老名市門沢橋四丁目 18 番 11 号 3 号棟  
相談支援事業所ぶらんと

**指定の年月日**

令和 8 年 6 月 1 日

**指定特定相談支援又は指定障害児相談支援の種類**

指定特定相談支援、指定障害児相談支援

**事業の主たる対象者**

身体障がい者・知的障がい者・障がい児・精神障害者

**事業所番号**

1434201115・1474200464

**指定期間**

令和 8 年 6 月 1 日から令和 14 年 5 月 31 日まで

海老名市監査委員告示第7号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、市民協働部の定期監査を海老名市監査基準に準拠し実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を別紙のとおり公表する。

令和8年6月2日

海老名市監査委員

雨宮 徳明



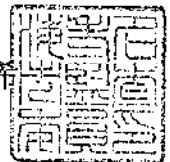
海老名市監査委員

清水 昭



海老名市監査委員

宇田川 希



## 定期監査結果報告書

### 1 監査の対象部課及び所掌事務

#### 【市民協働部】

#### (1) 市民活動推進課

市民参加の推進に関する事。市民活動の支援に関する事。郷土意識の高揚に関する事。都市間交流に関する事。生涯学習に関する事。えびな市民活動センターに関する事。部の庶務及び調整に関する事。部内の事務分掌の調整に関する事。

#### (2) 地域づくり課

地域自治活動の支援に関する事。市政連絡に関する事。コミュニティセンター及び文化センターに関する事。防犯対策に関する事。防犯カメラの設置及び運用に関する事。防犯灯の設置及び運用に関する事。交通安全に関する事。安全安心ステーションに関する事。

#### (3) 市民相談課

人権問題に関する事。男女共同参画に関する施策の総合調整に関する事。国際化に関する事。平和都市に関する事。広聴に関する事。市民相談に関する事。消費生活に関する事。外部労働者からの公益通報制度に関する事。消費生活センターに関する事。配偶者暴力相談に関する事。市長への手紙等に関する事。

#### (4) 文化スポーツ課

文化振興に関する事。文化会館に関する事。スポーツ振興に関する事。スポーツ関係団体の指導助言に関する事。スポーツ施設に関する事。海老名運動公園、北部公園及び中野公園に関する事。河原口高水敷の利活用に関する事。

#### (5) 窓口サービス課

住民基本台帳に関する事。印鑑登録に関する事。住民実態調査に関する事。住民基本台帳カード等に関する事。個人番号の指定及び通知、個人番号カードの交付等に関する事。市民総合窓口の総合調整に関する事。特別永住者等に関する事。市県民税、固定資産税関係の証明に関する事。戸籍に関する事。破産者及び犯罪人の名簿に関する事。身元照会等に関する事。人口動態調査に関する事。埋火葬及び改葬の許可に関する事。

### 2 監査の対象範囲

監査の対象部課の所管に属する財務に関する事務

### 3 監査の対象期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

### 4 監査の方法

財務に関する事務が法令に基づき適正に行われているかを主眼として、対象期間における次に掲げる事務について監査対象を抽出し、書面調査等を実施するとともに、関係職員から説明を求めた。

#### (1) 予算の執行・収入支出に関する事務

- (2) 契約に関する事務
- (3) 財産管理に関する事務
- (4) 庶務に関する事務
- (5) 補助金交付に関する事務

5 監査年月日

令和8年5月28日

6 監査の結果

監査対象部課における予算の執行・収入支出事務、契約事務、財産管理事務、庶務事務、補助金交付事務及び指定管理業務については概ね適正に執行されていると認められた。